

第 1 9 9 回総会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 4 年 2 月 10 日開催

南 部 町 農 業 委 員 会

第199回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和4年2月10日(木) 午後2時06分

2. 閉会年月日 令和4年2月10日(木) 午後2時39分

3. 開催場所 南部町役場

4. 出席委員(13人)

会長	9番	中村文男	
会長職務代理	2番	川守田雄一	
委員	1番	工藤信仁	3番 赤石敏文
	4番	佐々木一雄	6番 坂本重悦
	7番	山田憲幸	10番 坂本誠治
	11番	滝田信彦	12番 蹴揚福男
	13番	河守田雄一	14番 石橋薫
	16番	堀内重男	

5. 欠席委員(2人) 5番 梅内勝治 8番 三浦恵美子

6. 会議書記

事務局長	夏堀勝徳
主幹	小田原孝治
総括主査	佐藤弓孔

7. 会議日程

日程第1	会議録署名委員の氏名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	報告第14号 賃貸借合意解約書の受理について
日程第5	報告第15号 使用貸借合意解約書の受理について
日程第6	報告第16号 農地法第3条の規定による許可の取消し願いの受理について
日程第7	議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第8	議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
日程第9	議案第41号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
日程第10	議案第42号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明(農業系経営)

について

日程第 11 議案第 43 号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

議 長	はじめに、始礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ 農業委員会憲章の唱和を 6 番 坂本重悦 委員の音頭で行います。 よろしくお願いします。 (全員、憲章を唱和)
議 長	ご着席ください。
事務局長	ただいまから第 199 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、中村会長よりごあいさつをお願いいたします。
議 長	「あいさつ」
事務局長	本日、5 番 梅内 勝治 委員、8 番 三浦 恵美子 委員より欠席の旨の連絡がありました。 出席委員は 13 名で、委員定数に達しておりますので、第 199 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。 (午後 2 時 6 分)
議 長	それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 1 番 工藤信仁 委員 2 番 川守田雄一 委員を指名いたします。 次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。 次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。

議 長	朗読は省略します。 次に、日程第４ 報告第 14 号「賃貸借合意解約書の受理についてを報告いたします。 報告の説明を求めます。 小田原主幹
小田原主幹	報告第 14 号について、説明いたします。 農用地利用集積計画により賃貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、３件であります。 農地の所在、地目、面積、貸付人の氏名及び借受人の住所・氏名は報告書に記載のとおりです。 番号１番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和元年６月１日から令和６年３月３１日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和３年１２月３０日で、土地の引き渡しの時期は令和３年１２月３１日、合意解約の条件は「なし」であります。 番号２番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和元年５月１日から令和４年３月３１日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和４年１月２４日で、土地の引き渡しの時期は令和４年１月２５日、合意解約の条件は「なし」であります。 番号３番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成 29 年６月１日から令和 9 年３月３１日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和４年１月２４日で、土地の引き渡しの時期は令和４年１月２５日、合意解約の条件は「なし」であります。
議 長	次に、日程第５ 報告第 15 号「使用貸借合意解約書の受理について」 を報告いたします。 報告の説明を求めます。 小田原主幹
小田原主幹	報告第 15 号について、説明いたします。 農地法により使用貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、１件であります。 農地の所在、地目、面積、貸付人の氏名及び借受人の住所・氏名は報告書に記載のとおりです。 番号１番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は平成 12 年 12 月 21 日から令和 12 年 12 月 20 日まででした。

小田原主幹	今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日、土地の引き渡しの時期は令和4年1月24日で、合意解約の条件は「なし」であります。
議 長	次に、日程第6 報告第16号「農地法第3条第1項の規定による許可の取消し願いの受理について」を報告いたします。 報告の朗読と説明を求めます。 小田原主幹
小田原主幹	報告第16号について、説明いたします。 農地法第3条第1項の規定による許可の取消し願いを受理したので報告するもので、1件であります。 農地の所在、地目、面積、所有者の氏名及び権利の設定を受けた者の住所・氏名は報告書に記載のとおりです。 番号1番の取消し理由は、許可後、耕作予定者の親族に介護が必要となり、耕作出来なくなった為です。
議 長	次に、日程第7 議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 ここでは、農業委員5番 梅内勝治 委員、12番 蹴揚福男 委員、14番 石橋薫 委員の関係している事案が含まれていますので、農業委員会法第24条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。 — 梅内委員・蹴揚委員・石橋委員退席 — (午後2時12分退席)
議 長	議案の説明を求めます。 小田原主幹
小田原主幹	議案第39号について、説明いたします。 農地法第3条の規定による許可申請は10件で、所有権の移転に関するものです。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。
議 長	農地調査の結果について、説明を求めます。 川村 秀稔 調査員

川村調査員	農地利用最適化推進委員 9 番 川村から説明いたします。 去る 2 月 2 日、佐々木一雄 農業委員と南部町役場 2 階相談室において、議案第 39 号から 40 号について、調査を行いましたので説明します。 議案第 39 号についてですが、農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番から番号 6 番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため、申請地を取得するものです。 番号 7 番の申請理由は、譲受人が借りていた農地を取得し引き続き営農するため、申請地を取得するものです。 番号 8 番から番号 10 番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため、申請地を取得するものです。 調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。
議 長	議案第 39 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 議案第 39 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 ここで、梅内勝治 委員、蹴場福男 委員、石橋薫 委員 の入室を求めます。 — 梅内委員・蹴場委員・石橋委員入室 — (午後 2 時 17 分着席)
議 長	次に、日程第 8 議案 40 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」 を議題といたします。 議案の説明を求めます。 小田原主幹

小田原主幹	議案第 40 号について、説明いたします。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 2 件で、賃貸借及び所有権移転に関するものです。 なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。 調査内容については、農地調査員から説明させていただきます。
議 長	農地調査の結果について、説明を求めます。 川村調査員
川村調査員	議案第 40 号について、農地法第 5 条第 2 項の各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の申請理由は、申請者が申請地を借り受けて太陽光発電設備を建設し売電するため転用するものです。 番号 2 番の申請理由は、申請者が既存の小屋を改修し、コーヒーの焙煎販売及びカフェ店舗とするため転用するものです。 調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。 以上で説明を終わります。
議 長	農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。 小田原主幹
小田原主幹	議案第 40 号について、補足いたします。 番号 1 番の申請地の位置ですが、南部・沖田面地区で、南部町役場南部支所から南東に約 200m の距離に位置し、申請地の北側は宅地、西側は駐車場用地、東側は雑種地、南側は鉄道となり、農地以外の土地に囲まれた農地となっております 農地区分については、「役場の周囲おおむね 300m 以内の区域」と認められることから、第 3 種農地と判断されます。 第 3 種農地の転用は、許可することができることから、転用目的は問題ないと考えます。 番号 2 番の申請地の位置ですが、名川・斗賀地区で南部町役場から北東に約 5 km に位置し、申請地の南西側は農地、北側は宅地、東側は山林となっております。 農地区分については、「小集団の生産性の低い農地」と認められることから、その他の第 2 種農地と判断されます。第 2 種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより、事業目的を達成することが出来ると認められる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地

小田原主幹	や第 3 種農地への立地が困難であると認められることから、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。 以上、補足説明を終わります
議 長	議案第 40 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 40 号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。 次に、日程第 9 議案第 41 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。 ここでは、農業委員 1 番 工藤 信仁 委員、14 番 石橋 薫 委員の関係している事案が含まれていますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。 — 工藤信仁委員・石橋委員退席 — (午後 2 時 24 分退席)
議 長	議案の朗読と説明を求めます。 小田原主幹
小田原主幹	議案第 41 号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、24 件です。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の利用目的は畑、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,141 円です。 番号 2 番から番号 3 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。

小田原主幹	番号４番の利用目的は田、期間は１０年、１０a 当たりの賃借料は年額 12,091 円です。 番号５番の利用目的は樹園地、期間は１年、使用貸借による権利設定です。 番号６番の利用目的は樹園地、期間は３年、使用貸借による権利設定です。 番号７番の利用目的は田、期間は１０年、使用貸借による権利設定です。 番号８番の利用目的は畑、期間は１０年、使用貸借による権利設定です。 番号９番の利用目的は樹園地と畑、期間は１０年、使用貸借による権利設定です。 番号１０番の利用目的は田、期間は２０年、使用貸借による権利設定です。 番号１１番の利用目的は畑、期間は２０年、使用貸借による権利設定です。 番号１２番の利用目的は樹園地と畑と田、期間は２０年、使用貸借による権利設定です。 番号１３番から番号２０番の利用目的は田、期間は１０年、使用貸借による権利設定です。 番号２１番から番号２２番の利用目的は田、期間は４年、使用貸借による権利設定です。 番号２３番の利用目的は田、期間は５年、使用貸借による権利設定です。 番号２４番の利用目的は樹園地・畑・田、期間は１５年、使用貸借による権利設定です。 以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 議案第 41 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 41 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 ここで、工藤 信仁 委員、石橋 薫 委員の入室を求めます。 — 工藤信仁委員・石橋委員入室 — (午後 2 時 31 分着席)
議 長	次に、日程第 10 議案第 42 号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 小田原主幹
小田原主幹	議案第 42 号について説明いたします。 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の特例を受けている受贈者は、租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定、並びに地方税法附則第 12 条第 1 項の規定の適用を受ける農地等に

小田原主幹	係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものであります。 受贈者の氏名・住所・農地等の贈与を受けた年月日については、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番から番号 2 番の対象となる事由は贈与税と不動産取得税です。 以上で説明を終わります。
議 長	議案第 42 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 42 号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について」は、承認することに決定いたしました。 次に、日程第 11 議案第 43 号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断ついて」を議題といたします。 議案の朗読と説明を求めます。 小田原主幹
小田原主幹	議案第 43 号について、説明いたします。 本案件に掲げる土地は令和 3 年度の農地パトロールで非農地判断した土地です。農林水産省の制定した「農地法の運用について」第 4 にあります、農地パトロールで遊休農地とされ、かつ農地として復元するのが著しく困難な場合、復元しても継続利用することができないと見込まれる場合に該当することから、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない非農地として決定を求めるものです。 今後、所有者に非農地通知と地目変更登記の依頼を送付するとともに関係各所に非農地通知を発出した旨を報告し、農地台帳から削除することになります。 以上で説明を終わります。 議案第 43 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 43 号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断ついて」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議 長	以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 第 199 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。 (午後 2 時 39 分) 終礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ ・着席
-----	---

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 4 年 2 月 10 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員